

令和5年度 自己点検・評価簡易報告書

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

区分	自己点検・評価のための観点	記載担当部署等						現 状
	<区分 基準Ⅰ-A-1に係る観点>	学 長	学 科	事 務 局	教 学	総 合 支 援 課	入 試 広 報 課	<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>
区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。	(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。			◎				学生には、4月に学生便覧を配布し、閲覧を促している。第3者の方へは、ホームページに掲載し公表している。
	(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。			◎				本学の建学の精神は、「慈悲・智慧」であり、国家に関係する公的なもの、すべての人々に関係する共通のもの、誰に対しても開かれているものの3つ意味を有している為、公共性を有している。
	(3) 建学の精神を学内外に表明している。			◎				ホームページに掲載し公表している。
	(4) 建学の精神を学内において共有している。	◎		○				入学宣誓式の際の学長の式辞、式典行事や年始会の際に学長より周知している。
	(5) 建学の精神を定期的に確認している。			◎				前回の認証評価の指摘を受けて以降、改善方針に沿って確認している。
	<区分 基準Ⅰ-A-2に係る観点>							<区分 基準Ⅰ-A-2の現状>
区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。			◎				令和4年度（2022年度）公開講座 2023年1月31日（火） 障害のある人の理解とその対応（南川聡美）、2023年2月13日（月） ビジョントレーニング（松岡哲雄）、2023年3月1日（水）法然上人はなぜ八度も大師号を下賜されたのか？（伊藤真昭）、2023年3月14日（火）鎌倉仏教を見直す（加藤善朗）の全4回開催した。
	(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。			◎		○		令和4年度の長岡京市教育委員会との連携事業は、「みんなで歌おう！童謡・愛唱歌（12回）」「家庭教育講座（1回）」を実施した。
	(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。			○		◎		地域密着型のボランティアを継続している。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

平成29年度の認証評価について、「建学の精神の改善」については、学内外にいかに関知徹底させるかといった方法論についての改善と捉えている。それは前項の（b）で挙げた課題をいかに克服するかということに繋がるため、以下、それについて列挙されている。

① あらたに開設されたホームページ内の「建学の精神」や「教育理念・目標」「学長挨拶」といったコーナーの内容をさらに正確かつ分かりやすくするため、質の向上を目指す必要がある。そのため、こうした分野に詳しい教職員が内容を検討する担当となって定期的にチェックを行い、その結果を教学委員会で報告して改善点を協議していく。

② 大学案内等における「建学の精神」や「教育理念・目標」については、詳しくかつ分かりやすい説明が求められるため、毎年、定期的にチェックを行っていく。

③ 毎年開かれる公開講演会や同窓会、あるいは保護者会には、大学関係者以外に多くの学外者の参加も見込まれる。これらは建学の精神や理念を広く知らしめるのにより機会であり、これからはその点について時間を割くことも考えていく。

④ 毎年、4月下旬に御忌参拝を行っているが、そうした行事の意義を学生に伝える際の説明にさらに工夫を加え、より充実した参拝になるように、各ゼミナールが教学部と連携して指導を行う。

以上の改善の進捗については、①昨年度、教育方針について整備し共有したが、再度、方針について見直しを行い、簡素化した者を非常勤講師にも共有した。②教育目標、3つのポリシーについて見直しを行い、教育目標を「地域や社会で活躍できる人材の育成」に改め、より具体的な目標とした。③公開講演会については全4回開催し、建学の精神や理念のもと、「老い」をテーマとして実施した。後援会、保護者会については、コロナ禍であるため、未開催であった。④御忌参拝については、学生交流会の一環として参拝を行い、また仏教学概論の授業にて光明寺へのフィールドワークを取り入れることにより、建学の精神や理念の育成を行うこととした。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

特になし

【テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果】

区分	自己点検・評価のための観点	記載担当部署等						現 状
区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。	<区分 基準Ⅰ-B-1に係る観点>	学 長	学 科	事 務 局	教 学	総 合 支 援 課	入 試 広 報 課	<区分 基準Ⅰ-B-1の現状>
	(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。		○		◎			京都西山短期大学学則 第1章、第1条にて明記している。
	(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。				◎			<教育目的> 学内には、学則が記載されている学生便覧を配布し、表明している。 学外には、表明できていない。 <教育目標> 学内外共に、学生便覧や学校案内のディプロマポリシーにて表明している。
	(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。		○		◎			点検していない。
区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	<区分 基準Ⅰ-B-2に係る観点>							<区分 基準Ⅰ-B-2の現状>
	(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。				◎			各科目のシラバスにて建学の精神に基づいた到達目標を定めている。
	(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。				◎			(1)と同様に、各科目のシラバスにて建学の精神に基づいた到達目標を定めている。
	(3) 学習成果を学内外に表明している。				◎			短期大学基準に記載されている、「学位授与方針」に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。」という観点から判断して、毎年、ホームページ上に学位授与状況を掲載しているので、内外に明示できていると判断できる。
	(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。				◎			職業又は実生活に必要な能力を育成することについて点検が難しいコースがある。
区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<区分 基準Ⅰ-B-3に係る観点>							<区分 基準Ⅰ-B-3の現状>
	(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。	○	○		◎			仏教学科として、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。さらにコース毎についても三つの方針を定め、ホームページ上に公表している。
	(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。		○		◎			組織的議論を重ねて策定している。
	(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。		○		◎			三つの方針を踏まえた教育活動ができている。
	(4) 三つの方針を学内外に表明している。		○		◎			仏教学科として、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。さらにコース毎についても三つの方針を定め、ホームページ上に公表している。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

教育目的の学外への表明ができていないので、今後、学校案内やホームページ等に教育目的を掲載して、明示して行かなければならない。
シラバスの内容チェックも含めて、各コースのカリキュラムなどを体系的に見直す仕組みをつくり、学習成果について定期的に点検できるようにしなければならない。
学習成果を点検するために、社会人基礎力を測るようなアセスメントテストの導入が必要である。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>

教育効果について、学内で分析し易いデータの収集方法を検討する。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

区分	自己点検・評価のための観点	記載担当部署等						現 状
区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	<区分 基準 I -C-1に係る観点>	学 長	学 科	事 務 局	教 学 課	総 合 支 援 課	入 試 広 報 課	<区分 基準 I -C-1の現状>
	(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	○		◎				規程および委員会を設置している。
	(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。	○		◎				前回の認証評価以降、組織的にできていなかったため、今年度から定期的に実施していく。
	(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。	○		◎				昨年度から公表する。
	(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。	○		◎				形式的には、全教職員が関与することになっている。
	(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。			◎	○		○	現時点では高等学校等の関係者から意見聴取していない。
	(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。			◎	○			部分的な活用にとどまっている。
区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。	<区分 基準 I -C-2に係る観点>							<区分 基準 I -C-2の現状>
	(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。			○	◎			学習成果を査定する手法は有していない。
	(2) 査定の手法を定期的に点検している。			○	◎			査定手法の点検はできていない。
	(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。			○	◎			教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用はできていない。
	(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。			○	◎			学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守に努めている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

現時点で内部質保証に関する課題を整理すると次の点が上げられる。

- ①学習成果を焦点とする査定手法の確立が必要である。
- ②学習成果を焦点とする査定手法の確立と同時に、査定手法の点検方法も検討する必要がある。
- ③教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用について、実施できるような体制づくりをする必要がある。
- ④学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守に努めているが、確認漏れ等が発生する恐れもあるので、確認漏れが起こらないような仕組みを考える必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

職員、教員それぞれの役割や責任について、明確化する必要があり、次年度の自己点検・評価に向けて「内部質保証の基本方針」と「アセスメント・ポリシー」を策定する。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

記述されていた内容が行動計画とは言えない内容だったので、実施状況の確認はできない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学科名称が教育的視点ではない名称となっているので、令和4年3月常任理事会にて相談し、その結果を基に令和4年度に数回に渡って、学内協議を行い、令和5年3月の理事会・評議員会に学科名称の変更の審議を提出した。コース名やカリキュラムや科目が、現代社会に必要な実践的な科目よりも学術的なカリキュラムとなっていることから、「みらい創造コース」と「国際経営コース」について、統合させ「メディアIT・ビジネスコース」を令和5年より開講することとする計画である。